



医療機関版

NEWS LETTER

2024年9月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-4-7イマス浜田ビル3階
TEL: 03-6302-0475 / FAX: 03-6302-0474

Topic

10月から、先発医薬品の一部が自費に



10月1日から、長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の処方・調剤に、選定療養の仕組みが導入されます。一部が自費となるため、患者負担への影響が大きい見直しになります。

差額の4分の1が選定療養に

10月以降、銘柄名処方では患者の希望により長期収載品を処方・調剤する場合や、一般名処方の場合には、長期収載品と後発医薬品（以下、後発品）の最高価格帯の価格差の4分の3までが保険の対象となり、残る4分の1は選定療養の対象、つまり自費となります。

対象は、後発品上市後5年が経過した長期収載品と、後発品上市後5年を経過していても置換率が50%に達している場合で、厚生労働省よりリストが公開されています。

患者負担がどの程度増えるのか、次の例で試算してみます。

- 長期収載品のA製剤 薬価 500円
- 後発品の最高価格帯 300円
- 保険3割負担の場合

9月までは、A製剤の患者負担は150円（＝500円×3割）、後発品ならば90円（＝300円×3割）です。10月以降、A製剤の患者負担は次のように40円増の190円となります。

	9月まで	10月以降
A製剤	150円	190円
後発品	90円	90円

A製剤の場合の計算式は以下のとおりです。

- ① 選定療養分
＝A製剤と後発品の差額の1/4＋消費税
＝(500円－300円)×1/4×1.1＝55円
- ② 保険対象分
＝選定療養の対象分を除いた価額×3割
＝{(500円－300円)×3/4＋300円}×0.3＝135円
- ③ 患者の負担額 ①＋②＝190円

なお、医療上必要があると認められる場合や、後発品の在庫状況等により後発品の提供が困難な場合は、引き続き保険給付の対象となります。そのため、患者の希望によるものなのか、医療上必要があって処方しているのかを、処方箋で明確にするための処方箋様式の改正も行われています。

対象となる医薬品や制度の最新情報は、以下の厚生労働省サイトでご確認ください。

医療法人 1 法人あたりの交際費等支出額

今年 6 月に国税庁から発表された調査結果※などから、医療法人 1 法人あたりの交際費等支出額（以下、交際費等）の推移をみていきます。

利益計上法人は増加に転じる

上記調査結果などから、直近 3 年度分の医療法人 1 法人あたり年間の交際費等をまとめると、下表のとおりです。

利益計上法人の 2022 年度分をみると、資本金階級計の交際費等は 187.3 万円で増加しています。直近 3 年間では最も高い金額となっています。3 年間の平均は 177.8 万円でした。

資本金階級別にみると、1,000 万円超までは交際費等が 100 万円台で、2,000 万円超になると、交際費等が 200 万円を超えています。また 5,000 万円超になると 300 万円を超える額になっています。その他、法人数が最も多い 100 万円以下は 192.5 万円で、資本金階級計の額を上回るとともに増加を続けています。

欠損法人も増加に転じる

欠損法人の 2022 年度分をみると、資本金階級計は 144.2 万円で、利益計上法人と同様に前年より増加し、直近 3 年間で最も高い金額となりました。3 年間の平均は 131.9 万円で、利益計上法人より 45 万円ほど少ない状況です。

資本金階級別では、2,000 万円超までは交際費等が 100 万円台で、5,000 万円超で 200 万円を超えましたが、1 億円超になるとまた 200 万円を割り込む額になっています。法人数が最も多い 100 万円以下は 168.9 万円で、資本金階級計を上回りました。

医療法人全体では、2022 年分の 1 法人あたりの交際費等は増加に転じています。貴院の交際費等の状況はいかがでしょうか。

医療法人1法人あたり年間の交際費等支出額の推移(千円)

資本金階級	利益計上法人				欠損法人			
	2020年度分	2021年度分	2022年度分	平均	2020年度分	2021年度分	2022年度分	平均
100万円以下	1,754	1,796	1,925	1,825	1,471	1,628	1,689	1,596
100万円超	1,384	1,386	1,285	1,351	965	1,126	1,122	1,071
200万円超	1,689	935	1,587	1,404	1,154	677	1,240	1,024
500万円超	1,682	1,654	1,609	1,648	1,240	1,218	1,257	1,238
1,000万円超	1,822	1,337	1,839	1,666	1,277	911	1,290	1,159
2,000万円超	2,179	1,928	2,259	2,122	1,470	1,290	1,581	1,447
5,000万円超	2,750	2,317	3,122	2,730	1,800	1,395	2,268	1,821
1億円以下計	1,798	1,633	1,856	1,762	1,330	1,179	1,439	1,316
1億円超	2,957	3,070	3,933	3,320	2,170	1,839	1,786	1,931
10億円超	2,500	2,333	3,000	2,611	1,000	-	4,333	2,667
1億円超計	2,950	3,055	3,919	3,308	2,148	1,839	1,832	1,940
(再掲)1億円未満	1,795	1,631	1,853	1,760	1,330	1,179	1,440	1,316
(再掲)1億円以上	3,035	3,124	4,088	3,416	2,031	1,690	1,717	1,813
計	1,812	1,649	1,873	1,778	1,334	1,182	1,442	1,319

国税庁「会社標本調査」より作成

※国税庁「会社標本調査」

内国普通法人（休業、清算中の法人や一般社団・財団法人及び特殊な法人を除く）を対象に、4月1日から翌年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度について、翌年8月末現在でとりまとめたものです。ここでの交際費等支出額は、資本金階級別に集計された合計金額を法人数で除して求めた数字になります。詳細は次の URL のページから確認いただけます。

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon/toukei.htm#kekka>

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『社会保険の適用拡大とパート職員への説明』



当院の職員数は、現在 65 人です。2024 年 10 月から社会保険の加入基準が見直され、週 20 時間以上働くパート職員が社会保険に加入することになると聞いています。配偶者の社会保険の扶養の範囲で働くために、週 20 時間未満で働くことを希望するパート職員が多くなると、人手不足が深刻化します。パート職員へどのような説明を行えばよいのでしょうか？



加入対象となるパート職員に、できるだけ早めに社会保険に係る制度を説明することが必要です。その際、加入による手取り額や社会保険に加入するメリットも説明し、社会保険への加入希望とともに、今後の働き方(労働時間や雇用形態等)の希望も確認しましょう。

詳細解説：

1. 社会保険加入基準の変更

2024 年 10 月の社会保険の適用拡大により、職員数が 51 人以上の事業所では、現在社会保険に加入しているパート職員に加え、以下の①～④



のいずれにも該当するパート職員が、社会保険に加入することとなります。なお、この職員数とは厚生年金保険の被保険者数をいいます。

【加入基準】

- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 月額賃金が 8.8 万円以上であること
- ③ 2 ヶ月を超える雇用が見込まれること
- ④ 学生でないこと

社会保険への加入はパート職員の考えによりませんが、社会保険料の負担が大きいといった理由から、①の基準に該当しないように、週の所定労働時間を 20 時間未満にする、いわゆる「就業調整」を行うパート職員が発生することがあります。その結果、医院としては人手不足の状態に陥る可能性があります。

2. パート職員への説明内容

人材不足の環境の中、就業調整をできるだ

け避けるためには、社会保険の加入によるメリットを説明し、理解してもらうことがポイントになります。例えば、ケガや病気で一定期間働けず仕事を休んだときに「傷病手当金」が受け取れることや、産前産後休業期間中に「出産手当金」が受け取れることなどが挙げられます。

これらに加え、社会保険料の負担による手取り額の減少を埋めるために、労働時間の延長による収入の増加の提案や、医院として中長期的に働いてほしい職員に対する、正職員への転換の提案も考えられます。採用面やシフトなどの労務管理への影響も考えると、早めに社会保険に加入することになる対象者を把握し、労働時間や賃金等について話し合うことが重要です。

厚生労働省が開設する「社会保険適用拡大特設サイト※」にある、職員向けのチラシ、手取りや年金額の変化を知ることができるシミュレーションなど様々なツールを利用して、早めにパート職員に説明しておきましょう。



※厚生労働省「社会保険適用拡大特設サイト」

事例で学ぶ 4コマ劇場

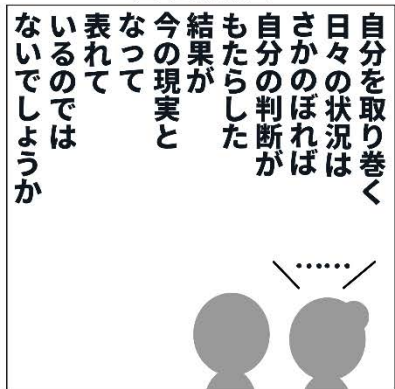
今月の接遇ワンポイント情報

『自己責任』



ワンポイントアドバイス

自己責任



物事が上手くいったとき、そうでないとき、要因はどこにあると考えますか。実は、ここに“成長し続ける人”の特別な習慣があります。

事例でのアイさんは、どうやら日頃から自分の都合を押し付けているようですね。

このような自分の都合ばかり優先して行動していると、今回のように頼んでも拒否されてしまうでしょう。

このように、これまでに積み上げた自分自身の考えや行動の結果が、色々な場面で表れます。

成長し続ける人は、周囲の人や環境に、自分がどのような影響を与えたのかを認識し、「(良し悪しにかかわらず)この状況を招いたのは自分自身である」という“思考の習慣”を身に付けています。

この思考に基づいて、より好ましい結果(成長)が訪れるように、日常の些細なことにも自分の思考をつかって判断し、行動するのです。

“どのような考え方をするか”を決めることができるのは、自分しかいません。

考え方が感情をつくり、考え方と感情が行動をつくり、行動が信頼に繋がり、信頼の積み重ねが信用となり、信用が存在価値を高め、やりがいに繋がります。

やりがいや成長は与えられるものではなく、自らの意志と行動で手に入れるものです。

さあ、持てる力のすべてをつかって、成長し続けましょう。